

残存フロン類の確認方法

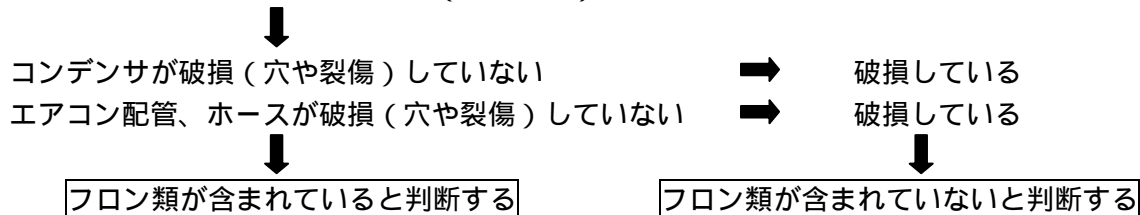
事業所名称 _____

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制として本書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

エアコンシステム装着の有無を確認
ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



車両の前方部が事故等で破損している場合の確認
エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



必要に応じて、以下により確認
使用済自動車の引取時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

